**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第449号）**

**〔府道美原太子線立体交差化事業関係文書（補正書の記載方法）不存在非公開決定**

**審査請求事案ほか１件〕**

**（答申日：令和７年６月19日）**

**第一　審査会の結論**

富田林土木事務所長が行った本件決定１は、妥当である。本件決定２についての審査請求は、却下すべきである。

**第二　審査請求に至る経過**

１　本件請求１について

（１）令和５年４月３日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、大阪府情報公開条例（平成11年大阪府条例第39号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求１」という。）を行った。

（本件請求１の内容）

【工事遅延】

近鉄長野線喜志富田林間鉄道高架化工事、事業【主要地方道美原太子線（粟ヶ池工区）鉄道高架化工事】の全体説明会にも参集、お知らせもなく施工開始された事業、今また【工事のお知らせ】として回覧周知された『工事期間』を過ぎても、施工が継続である。

鉄道高架化事業沿線沿道に住居を構える大阪府民、富田林市民である。平穏であった日々の生活が虐げられ、生活の基盤が崩され、日常の生活に支障を来している。また、電車列車の高架上の走行通過時における高い音にも日々の生活の基盤が崩され、日常の生活に支障を来している。

工事期間を過ぎても施工され、安全安心、生活の基盤までを奪われての鉄道高架化工事である。鉄道沿線最直近に居住する居住権・基本的人権が侵害されている。正しく情報の開示されたい。

（２）府土木事務所長等の職にある職員に権限を委任する規則（昭和35年大阪府規則第21号）第11条の規定により大阪府知事から情報公開に関する権限を委任された富田林土木事務所長（以下「実施機関」という。）は、本件請求１について、行政文書公開請求書の「行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の記載内容では請求されている行政文書の特定ができないため、公開を求める行政文書を具体的に記載若しくは例を挙げるよう、同月11日付けで審査請求人に対し補正を求めたところ、同月13日付けで補正書が提出されたが（別紙の補正１）、請求されている行政文書の特定に足りる補正がなされなかったため、同月19日付けで再度補正を求めたところ、同日付けで補正書が提出されたが（別紙の補正２）、請求されている行政文書の特定に足りる補正がなおもなされなかったため、同月27日付けで再々度補正を求めたところ、同年５月４日付けで補正書が提出された（別紙の補正３）。

（３）同月16日付けで、実施機関は、本件請求１に対し、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定１」という。）を行い、「主要地方道美原太子線（粟ヶ池工区）鉄道高架化工事」において、鉄道沿線最直近に居住する居住権・基本的人権が侵害されていることを示した文書は存在しません。」との理由を付して審査請求人に通知した。

（４）同年７月13日付けで、審査請求人は、本件決定１を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第２条の規定により、大阪府知事（以下「諮問実施機関」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求１」という。）を行った。

２　本件請求２について

（１）令和５年４月23日付けで、審査請求人は、大阪府知事に対し、条例第６条の規定により、以下の内容についての行政文書公開請求（以下「本件請求２」という。）を行った。

（本件請求２の内容）

【令和５年４月６日受付 行政文書公開請求書 受付第19号】の行政文書公開請求するための行政文書の名称等公開請求に係る行政文書（名）の開示をされたい。

（２）同年５月９日付けで、実施機関は、本件請求２に対し、条例第13条第２項の規定により、不存在による非公開決定（以下「本件決定２」という。）を行い、「【令和５年４月６日受付 行政文書公開請求書 受付第19号】については補正通知を提出しており、公開するための行政文書の名称等、公開請求に係る行政文書（名）は存在しません。」との理由を付して審査請求人に通知した。

なお、この【令和５年４月６日受付 行政文書公開請求書 受付第19号】は、本件請求１のことである。

（３）同月12日付けで、審査請求人は、本件決定２を不服として、行政不服審査法第２条の規定により、諮問実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求２」という。）を行った。

当審査会は、本件審査請求１及び本件審査請求２は、同一人が行った行政文書公開請求に対して同一の実施機関が行った決定についてのものであり、内容に密接な関連が認められることから、一括して審議することとした。

**第三　審査請求の趣旨**

１　本件審査請求１について

「本件決定１を取り消し、対象文書を改めて特定し公開する」との決定を求める。

２　本件審査請求２について

的確確実に条例に基づき回答開示されたい。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

１　本件審査請求１について

（１）審査請求書における主張

毎月、市広報と共に「工事のお知らせ」が回覧いただいているが、当初にお知らせされた工事期間も過ぎているものである。ただ漫然と工事のお知らせ、また鉄道高架化工事・事業区間周辺には今も建植、立てかけられている標識・看板は何を意味・意図とするものであるか。工事柵の中では、今も漫然と騒音・工事音を立てて動く重機類も見かけるものであるが、何をされているものなのか。

補正１補正２でいずれも行政文書が特定できないとの補正指示である。補正指示を受けての反論です。工事期間を過ぎても周辺周囲に日々大きな騒音を立てて動く重機械類、またそれに伴う作業騒音、地域地区周辺を動き走り回る自動車も見て取れます。

知らされた工事期間を過ぎ去った、【工事遅延】事故である。

　なお、鉄道沿線最直近に居住する居住権・基本的人権の侵害、行政文書公開請求書記載のとおりである。

工事期間を過ぎても施行され、穏やかで平穏であった日々の生活がしいたげられ、安全・安心、生活の基盤までもが奪われ日常の生活に支障を来しているものであり、鉄道沿線最直近に居住する居住権・基本的人権が侵害されているものである。

行政文書公開請求書に記載した事案、事項

１．近鉄長野線との隣接隣地の境界確認

・隣接隣地、地権者に無断無届による境界杭等の撤去「境界損壊（刑法第262条の２）」

・隣接隣地、地権者に無断による境界侵害（コンクリート打設）「不動産侵奪（刑法第235条の２）」

・隣接隣地地権者に無断による工事施工中における「第三者占有」

１．大規模改良線【騒音レベルの状況を改良前より改善すること】

　事業説明会「喜志・富田林間立体交差化工事 ○○町会第○○地元説明会（平成29年５月12日）

１．線路西側の通路－水路上の歩行・通行抑止されたまま「地元説明会（平成30年９月28日）

１．踏切閉鎖（近鉄線[喜志３号踏切道]）―閉鎖されたまま（里道）【平成28年12月16日24時30分より】

１．道路整備－美原太子道路、市道桜井１号道路「既設在来 踏切設備在地のまま（除去・除却未施工）」

１．墓地北側里道整備、復旧未施工―「地区説明会（平成30年９月28日）」

１．（審査請求で追加）【罹災証明】令和５年６月２日の豪雨

鉄道高架化工事区間、区域、（近鉄線）鉄道敷地・用地より福祉施設敷地内への流水流れ込み【富田林土木事務所・富田林市職員 現場当日調査】

（２）反論書における主張

ア　本件事案は、補正通知書（第１回）のとおり、令和５年４月３日付け提出、同月６日受付された、行政文書公開請求【工事遅延】である。

お知らせ・周知された工事期間（平成35年３月31日まで）をも過ぎ去った今、地域地区に何の事業進捗等の説明会もないまま、ずるずるとなし崩し的に工事（事業）が進められているものである。

本件事案（工事遅延）について公開をするべきである。

イ　幾度とない補正指示である。補正書［その期間を15日を限度として延長］、また、請求者に対し延長後の理由を書面により通知。いずれも条例違反・抵触、請求人の請求権、知る権利の侵害である。

なお、参考事例として、添付したものを再度事例として下記に示すので、的確に教示されたい。（添付省略）

（３）口頭意見陳述における主張

当初お知らせされた工事期間を過ぎても施工が継続されていることで、鉄道最直近に居住する者の居住権や基本的人権が侵害されている。

また、本件決定１は、条例で定められた15日以内の公開決定等の期限を経過しているのではないか。説明を求める。

２　本件審査請求２について

（１）審査請求書における主張

ア　補正書を提出しており、不存在による非公開決定通知、その取扱いに対し審査請求するものである。

イ　補正書の提出［その期間を15日を限度として延長］、また、請求者に対し延長後の理由を書面により通知、いずれも条例違反・抵触、請求者の請求権、知る権利の侵害であり、行政不服審査法に基づき審査請求する。

なお、参考事例として、以前同じく行政文書公開請求（R2.7/6付け）に対して補正指示また決定期間延長通知された事案とを比較したものを添付する。（添付省略）

（２）反論書における主張

補正書［その期間を15日を限度として延長］又請求者に対し、延長後の理由を書面により通知、いずれも条例違反・抵触、請求者の請求権、知る権利の侵害である。

なお参考事例として、添付したものを再度事例として下記に示すので、的確に教示されたい。（下記省略）

（３）口頭意見陳述における主張

本件決定２に異議があるものではなく、本件請求１における補正について御教示いただきたい。

ア　令和５年４月６日受付であれば、本来の公開決定等の期限が同月20日であるのに対し、補正通知書により同年５月８日まで19日間延長している。条例第14条第２項に定める15日以上の日数を延長している理由の説明を求める。

イ　延長したことの通知がないこと及びその正当な理由の説明を求める。

**第五　実施機関の主張要旨**

　実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

１　本件審査請求１について

（１）弁明の趣旨

　本件審査請求１を棄却する裁決を求める。

（２）弁明の理由

行政文書公開請求の内容は「境界杭の無断撤去」「騒音問題」「喜志３号踏切の閉鎖」と、多岐にわたっており、請求をされている行政文書の特定ができなかった。

補正通知書を３回発出し、「行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」を求めたが、工事のお知らせやホームページの抜粋等同様の内容であったことから、行政文書公開請求書の記載から「最直近に居住する居住権・基本的人権が侵害されたこと」を証明する文書と特定したが、かかる文書を管理していないため、不存在非公開決定を行った。

なお、行政文書公開請求の内容のほか、事業に対する意見や要望もいただいており、それらについては個別に対応を行っている。

（３）結論

　本件決定１は条例に基づき適正に行われたものであり、何ら違法又は不法な点はなく、適法かつ妥当なものである。

２　本件審査請求２について

（１）弁明の趣旨

本件審査請求２を棄却する裁決を求める。

（２）弁明の理由

情報公開請求の制度は請求時点で保有する行政文書を公開するのであり、補正書の記載方法を公開するものではないため、本件決定２を行った。なお、本件請求２の内容を確認するため審査請求人に電話連絡した際にも、制度の内容と不存在による非公開決定を行う旨を説明し、了承を得ている。

（３）結論

本件請求１に対して条例第14条に基づき15日以内に本件決定１を行わなかったことについては非を認めるものの、同条第３項に基づき非公開決定に該当するため、何ら違法又は不当な点はなく、妥当なものである。

**第六　諮問実施機関の主張要旨**

　諮問実施機関の理由説明書における主張は、おおむね次のとおりである。

１　本件審査請求１について

実施機関の弁明について、弁明書及び諮問実施時における説明に不合理な点はない。

本件決定１は、条例第14条第１項及び第２項に規定する期限を１日超過しており、条例第13条第２項の「実施機関は（略）公開請求に係る行政文書を管理していないとき（略）は、その旨の決定をし、速やかに、請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない」に不備があったが、これによって決定に変更が生じるものではないことから、諮問実施機関は違法、不当でないものと考える。

２　本件審査請求２について

実施機関の弁明について、諮問実施時において不合理な点はない。

本件決定２は条例第13条第２項の規定により適正に行われていることから、違法、不当はないものと考える。

**第七　審査会の判断**

１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民の福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害したりすることのないよう配慮する必要がある。

２　本件各決定の妥当性について

（１）本件決定１について

実施機関は、公開請求文書の特定のため、補正について審査請求人とやり取りを３度重ねたものの、主要地方道美原太子線（粟ヶ池工区）鉄道高架化工事が予定の工期を過ぎても継続している旨の主張と、それを裏付ける資料と審査請求人が考えるものの提出が繰り返されるのみで、公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項について追記等はなされなかったため、行政文書公開請求書における「鉄道沿線最直近に居住する居住権・基本的人権が侵害されている、正しく情報の開示されたい」の記載を基に、「鉄道沿線最直近に居住する居住権・基本的人権が侵害されていることを示した文書」を対象文書と特定した上で、かかる行政文書は管理していないとして、不存在による非公開決定を行ったものである。

以上の実施機関の判断過程に不合理な点はなく、本件決定１は妥当である。

（２）本件決定２について

審査請求人は、第四の２のとおり、本件審査請求２において本件請求１の事務処理についての疑問や不服のみを繰り返し主張するため、当審査会は条例第24条第１項の規定による口頭意見陳述の場において本件決定２について確認したところ、審査請求人は同決定に対する不服はないと明言した。

行政不服審査法第２条は、不服申立資格について「行政庁の処分に不服がある者」と定めているところ、本件審査請求２における「行政庁の処分」は本件決定２である。審査請求人は同決定を不服とせず、実施機関に同決定の取消し並びに対象文書の改めての特定及び公開などは求めていないことからすると、「行政庁の処分に不服がある者」に該当せず、本件審査請求２は不適法な審査請求といわざるを得ない。

よって、同法第45条第１項の規定により却下とするのが妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、審査請求書、反論書、口頭意見陳述の場で、工事遅延のほか、周辺工事の施工の不手際や施工に伴い生じている不便、鉄道高架化後の列車騒音等鉄道高架化事業及び工事に対する種々の不平不満を主張するが、当審査会は行政文書公開請求に対する実施機関の公開決定等の妥当性について調査審議する機関であり、これらの主張について判断する立場にはない。

４　結論

　以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

５　付言

本件決定１は、審査請求人が指摘し、実施機関も認めているとおり、条例第14条第１項に定める期間を１日超過して行われている。

実施機関においては、今後同様の事案についてはこのようなことがないよう慎重に対応されることを求める。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　的場　かおり、福島　力洋、島田　佳代子、西上 治

別 紙

別　紙

|  |  |
| --- | --- |
|  | 補正の内容 |
| 補正１ | 住民の皆様へ として平成28年９月吉日付け【工事のお知らせ、鉄道高架化工事の実施】として回覧周知されたものであり、工事期間は、平成28年10月１日～平成35年３月31日である。他 添付①・・・添付⑦　（添付省略） |
| 補正２ | 住民の皆様へ として平成28年９月吉日付け【工事のお知らせ、鉄道高架化工事の実施】として工事期間は、平成28年10月１日～平成35年３月31日として、回覧周知されたものである。なお、平成28年５月28日(土)午後７時から「主要地方道美原太子線（粟ヶ池工区）鉄道高架化工事に関する説明会」については、鉄道高架化工事、工事区間最直近に居住・住居を構える○○町会○○隣組全世帯全組員には会議・説明会の連絡周知もなく説明会に参集、通知もなく、その後平成28年９月吉日付けで住民の皆様へ「工事のお知らせ」として工事名称【近鉄長野線喜志・富田林間鉄道高架化工事】として知るものである。また、前回補正通知（第１回）で他 添付として補正したものと同一になると存じますが、連番で補正送付する。【連番１から27まで、全27枚（順不同）】　（添付省略） |
| 補正３ | 平成28年５月28日(土)実施された説明会「主要地方道美原太子線（粟ヶ池工区）鉄道高架化工事」また住民の皆様へ として平成28年９月吉日付けで鉄道高架化工事の実施として、工事期間は、平成28年10月１日～平成35年３月31日として回覧周知されたものであり、主要地方道美原太子線（粟ヶ池工区）道路改良事業に伴う近鉄長野線喜志・富田林間鉄道高架化工事事業の工事遅延である。別紙添付：工事のお知らせ【2023年３月分 夜間工事予定】2023年２月24日付け配布回覧された資料　（添付省略） |